

令和2年度

国立大学法人旭川医科大学

年度計画

(令和2年3月27日届出)

# 令和2年度 国立大学法人旭川医科大学 年度計画

(注) □内は中期計画、【】は年度計画を示す。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

《1-1》「医学教育モデル・コア・カリキュラム」、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」等との整合性を保つため、定期的に教育内容を点検し、必要があれば改善する。

【1-1】医学科では、令和3年度から次期カリキュラムを開始できるよう作成を進め、文部科学省より確認を得る。看護学科では、「看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」との対応の調査結果並びにカリキュラム評価の方法についての検討結果を基に、令和4年度入学生から対象となる「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」改正に合わせたカリキュラムの検討を開始する。

《1-2》ディプロマ・ポリシー及びコンピテンシー（卒業時に必要な能力）の周知を図り、到達レベルの設定・見直しを行い、学修成果基盤型教育を構築する。

【1-2】令和元年度に作成したマイルストーンと2015カリキュラム・マップとの対応表を基に到達レベルの設定及び見直しを行う。併せて、学修成果基盤型教育を構築し実践するためのカリキュラムの推進体制について検討する。また、引き続きFD活動によりディプロマ・ポリシー及びコンピテンシー（卒業時に必要な能力）を踏まえた教育活動の実施について周知を行う。

《2-1》学生の基本的診療能力・看護実践能力を評価するためのOSCE（Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床能力試験）を整備する。

【2-1】医学科では、令和元年度までの臨床実習後OSCEトライアルでの実施方法を踏まえ、令和2年度から本格的に臨床実習終了後OSCEを実施する。また臨床実習後OSCE実施後に評価方法について更なる改善を図るため検討を行う。看護学科では、臨地実習開始前OSCE（トライアル）実施の状況を調査し、本学での実施環境と照合し課題を抽出する。

《3-1》博士課程では、海外研究機関等での研修や国際学会での発表を支援するなど、グローバル化に対応するための取組を平成30年度及び平成33年度に検証し、充実させる。

【3-1】博士課程では、Webページを利用し、旭川医科大学基金事業やロータリー米山記念奨学会や平和中島財団等による助成事業の学内周知を徹底し、これらの研究等資金により、国際学会への参加機会を増やす。

《3-2》修士課程では、地域医療の中核となる高度専門医療人を育成するため、がん看護学領域に加え、高齢者看護学領域の専門看護師の教育課程を設け、平成30年度及び平成33年度に検証し、充実させる。

【3-2】高度実践コース専門看護師教育課程における、がん看護学・高齢者看護学38単位教育課程の各内容の充実に向けて、令和元年度の検討を踏まえ、課題について対応する。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

《4-1》学修成果の評価領域、達成すべき水準、具体的測定方法などを明確化し、アセスメント・ポリシー(学修成果の評価の方針)に基づいた客観的な成績評価を行う。

【4-1】令和元年度に実施した「アセスメント・ポリシーの普及度についてのアンケート結果」を踏まえて、客観的な成績評価が適切に行えるよう引き続き、FD研修会を実施する。

《4-2》医学教育分野別認証を受審するため、平成29年度までに大学IR(Institutional Research 機関調査)部門を中心にして教学データの解析・分析を行い、教育の質保証を確立する体制を整備する。

【4-2】教育の質保証に資する分析活動を継続し、結果を学内で閲覧できるデジタルダッシュボードを作成するなど、情報共有体制を整備する。加えて対外的に公表する手順を検討する。また、IR室に提案されるリサーチクエスションの具体的な受諾方法を整備する。

《5-1》学修履歴を可視化するため、平成29年度までにLMS(Learning Management System 学修管理システム)を導入し、講義受講前後の指導と自己学修を促進する。

【5-1】教職員のLMS(学修管理システムmanaba)の利用率を向上させるため、引き続き、利用方法や活用例に関する教職員向けのハンズオンセミナーを複数回実施する。また、このLMSの運用に伴い記録した質疑応答及び障害対応等をハンズオンセミナー等で周知し、その後の運用に反映させる。

《6-1》博士課程と修士課程を統括する委員会を平成29年度までに設立し、研究指導教員の決定プロセスを組織的に明確化するとともに、研究の進捗状況を確認できる教育・研究指導体制を整備する。

【6-1】博士課程・修士課程合同の「大学院委員会」を開催し、令和元年度における審議を踏まえ、両課程共通の重要事項である入学者募集について引き続き検討し、更に研究等の進捗管理の方法等についても検討を開始する。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

《7-1》学生生活実態調査における満足度調査や教員に対する施設満足度調査などのニーズアセスメント(必要性評価)を実施し、その結果を平成 28 年度改定予定のキャンパスマスタープランに反映させ、それに基づいて学修環境を整備する。

【7-1】令和元年度に実施した学生の学習・生活実態調査等の結果を踏まえて、より良い学修環境の改善について、教務・厚生委員会で検討する。

《7-2》学生の健康指導の充実を目的に、保健管理センターの情報蓄積機能を電子化するための基本計画を平成 29 年度までに立案し、平成 30 年度以降に実行する。

【7-2】学生の健康指導を充実させるため、令和元年度に導入した学生健診情報システムを本格的に運用し、その状況から、問題点等を把握し、改善にむけて検討を行う。

《7-3》外国人留学生の学修環境を充実するため、引き続き、北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。また、学生が教養科目の選択肢を広げられるようにするため、北海道地区の各国立大学との連携により構築した双方向遠隔授業システムを、第 1 期連携期間として設定されている平成 29 年度まで活用する。平成 30 年度以降の活用については、教養教育の将来あるべき方向性を踏まえて平成 28 年度に各大学間で改めて検討・調整する。

【7-3】道内 7 国立大学連携による、留学生入学前準備教育及び双方向遠隔授業システムを活用した教養教育単位互換授業を、継続して実施する。

### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

《8-1》平成 26 年 12 月 22 日の中央教育審議会答申に沿って進行中の高大接続改革(「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入及びそれに先立つ試行テストの実施等)に対応するため、入学者に求める能力・意欲・適性等がより明確になるようにアドミッション・ポリシーを平成 30 年度までに見直すとともに、平成 33 年度入試から、学力の 3 要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)を多面的・総合的に評価できるように、多様な評価方法を組み合わせた入学者選抜にする。

【8-1】令和 3 年度以降の大学入学共通テストに関する文部科学省及び大学入試センターの新たな方針等を踏まえ、必要に応じ、本学における個別学力検査等についての在り方を検討する。また、共通テスト並びに個別学力検査等の成績と入学後の成績との相関などを教学 IR の協力を得て、学力が適正に評価されているか、入学者の質が保証されているかを検証する。

《8-2》社会ニーズに合致した高度専門医療人としての素養を持った入学者を選抜するため、大学院における入学者選抜試験を検証し、入学者に求める能力・意欲・適性等を新たなアドミッション・ポリシーとして平成 30 年度までに明確に示す。

【8-2】〔中期計画達成のため、年度計画なし〕

《9-1》北海道内の高等学校・医療機関と連携して、地域医療を支える人材の育成を目的とした高校生対象の医療体験実習・実習報告会・グループワーク等の高大病連携活動等を実施し、地域医療に関心のある志願者を確保する。

【9-1】令和元年度に引き続き、地域医療に関心のある志願者を確保するため、北海道教育委員会及び北海道内の高等学校・医療機関と連携し、地域医療を支える人材の育成を目的とした高校生対象の医療体験実習・実習報告会、高等学校における地域医療に関するグループワーク等を実施する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

《10-1》基礎系・臨床系の共同研究体制充実のため、基礎系講座が持っている実験技術を大学院学生及び臨床系研究者に技術提供する学内体制を平成30年度までに定着させる。

【10-1】〔中期計画達成のため、年度計画なし〕

《10-2》学長裁量経費による「独創性のある生命科学研究」の支援事業を継続し、研究実施者の底辺拡大を進めることで、欧文論文(原著と総説)生産数を第3期中期目標期間6か年において年間平均200報以上(第2期中期目標期間第5年次までの平均値は186報/年)にする。

【10-2】年間欧文論文数の把握を適時行うとともに、基礎医学分野及び臨床医学分野における連携推進を図り、引き続き年間平均論文数200報以上を目指す。

《10-3》本学で推進している高次脳機能低下に伴う運動障害発現のメカニズムの解明と、その早期検出法の開発に関する研究のうち、臨床応用への展開が有望な研究について、他機関と機器の共同利用を進め基礎研究の知見に基づく応用技術の開発につなげる。

【10-3】他研究機関と連携し、機器の共同利用を進めながら、高次脳機能と運動機能に関する研究を引き続き推進する。

《11-1》教育研究推進センターを中心として学内共同研究を支援し、「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」を通じて得られた成果を生かし、新しい医薬品・医療機器の薬事承認及び製品化を目指したシーズ開発を進める。

【11-1】シーズ研究の活性化と更なる研究支援体制の強化に資するため、教育研究推進センターと臨床研究支援センターにおける組織の見直し等を行う。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

《12-1》研究活動の活性化のため、本学共同利用設備マスタープランを作成し、共同利用施設の機器更新、保守修理のために競争的資金等で措置される間接経費を平成29年度までに弾力的に運用できるよう見直し、研究基盤強化につなげるPDCAサイクルを確立する。

【12-1】機器センター等の設備更新のほか、保有する実験技術及び共同利用可能な実験機器データを活用し、引き続き研究基盤の強化に資する取組を行う。

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

《13-1》第2期中期目標期間から継続する「ふるさと医療人育成プログラム」を経験して地域で活躍する医療人となった医師・看護師と協働した教育支援事業を実施する。また、「地域包括医療」実践に関わる保健師・介護職者などの地域医療職者を対象とした公開講座・派遣講座を新たに実施し、学習支援事業の対象を広げるとともに、その成果を体系的に評価する体制を構築する。

【13-1】「ふるさと医療人育成プログラム」を継続する。引き続き、「助産師卒業セミナー」を開催し、本学卒業生を講師として招き、これまでのキャリアについての講演を行う。また、「スキルアップセミナー」は助産師の診断技術向上を目的に「妊娠期の超音波診断」をテーマに開催する。「保健師卒業セミナー」についても引き続き開催し、本学卒業生の体験報告のシンポジウムから自治体の規模に応じた活動の実際を学び、多様な自治体で働くイメージを持つ機会とする。また、これらのセミナーを機会に在学中及び卒後も継続した先輩後輩のネットワークづくりを引き続き推進していく。

《13-2》遠隔医療システムを利活用し、地域保健・在宅看護の分野においても、双方向リアルタイムの講演を行うとともに、オンデマンドで利用可能な健康関連コンテンツを充実させるなど、地域包括医療の課題解決にICT(情報通信技術)を活用する新たな支援体制を構築する。

【13-2】令和元年度に実施したニーズ調査を分析したうえで、地域の看護職者が必要としている専門知識と実践技術のサポートを通じ、道北・道東地域の看護職者の質の向上を目指すとともに、保健・介護の教育・指導プログラムの提供サービスなど、遠隔医療システムを活用した地域包括医療を継続する。また、北海道メディカルミュージアムの系統的な内容を充実させるためにシリーズ化を継続し、オープンインターネットカレッジのコンテンツを増やす。さらに、より多くの住民が視聴できるようにライブ配信サービスを行うとともに、第4期に向けた課題や講義内容に関するニーズを確認するため、参加施設(公共施設、医療機関等)や参加住民、本学の講師を対象としたアンケート調査を実施する。

《14-1》高齢者や障がい者を含む住民への健康スポーツ振興のため、スポーツに関する派遣講座の実施、地方公共団体やスポーツ関連団体との連携、障がい者アスリートのクラス分けなどの医科学的サポート体制を構築する。また、本学が主導する旭川ウェルビーイング・コンソーシアムに民間団体を加えた産学官異業種交流の場を平成28年度に設置し、さらに、専門ワーキング・グループを新設して地域の課題解決に向けた活動を実施する。

【14-1】高齢者や障がい者を含む地域住民に対し、スポーツ活動による健康保持増進とスポーツ活動により生じうるスポーツ傷害予防のための、市民講演会・派遣講座、イベントの実施、そして、スポーツ愛好家やアスリートが要求するパフォーマンスアップの方法を啓発するための、地方公共団体・民間団体が主催するスポーツ・イベントへの支援を継続する。また障がい者及び健常者スポーツ団体に対する医師・理学療法士・管理栄養士等による医科学的サポートを継続する。スポーツ医科学研究委員会は、提供する医科学的サポートの質を向上するために、スポーツドクターやトレーナーのスポーツ医学講習会や学会への参加、資格獲得を奨励する。さらに、スポーツ活動中の突然死を予防する事を目的としたBLS (Basic Life Support) のトレーニング講習会への参加を推進する。旭川ウェルビーイング・コンソーシアム(AWBC)の諸活動に、主管校として積極的に継続参加する。

《14-2》地域を支える人材の好循環を生み出すため、地方公共団体や地域諸団体が有する資源と本学の有する資源を連携させた「学びの場」を新たに構築し、地域との交流の中で学生教育を実施する。

【14-2】看護学科が令和元年度に構築した「学びの場」で行う「地域包括ケア論」を通して、学生が地域の住民や団体と交流しながら健康づくりに取り組む体験型学習を継続する。この科目を学生が地域に出向いて行う実地演習型の授業として位置づけ、活動の場をさらに広げていく。また、2年次の学生は1年次の学びを活かして地域住民の生活課題を分析し、3年次に行う「健康づくりの企画」に反映させる準備を行う。また、看護学生が地域住民と交流する体験型学習を通して、地域住民の健康意識を理解し介護予防の重要性を学ぶ演習を継続する。旭川市「私の未来プロジェクト」(小中高生への性教育)に旭川ウェルビーイング・コンソーシアム(AWBC)の一員として協力し、教員の指導のもと学生の参画を継続する。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

《15-1》本学の学生等の国際意識を涵養するため、海外研修機会及び海外からの来訪者との交流機会を増やし相互理解を深める。また、海外からの来訪者に対する地域社会と連携した生活支援(社会生活、日常会話、文化・経済・医療などの知識教授)や学内、地域コミュニティ及び周辺地方公共団体が提供するイベントへの参加機会を増やす。

【15-1】海外学術交流協定大学からの短期留学生の受入れ及び本学学生の短期留学生の派遣のための留学生対応マニュアルの見直しを進める。国際交流推進室を中心に、海外学術交流協定大学との双方向の研究者・診療医の交流を促進するための検討を行うとともに、教務・厚生委員会では、双方の学生の留学のための基盤の整備について検討する。本学から短期留学する学生への単位認定について、教育センター会議で検討を行う。海外からの来訪者による研究者・医療従事者に対してのセミナー等への学生の参加を促進し、他国の文化や医療などを学ぶ場とする。海外研究者によるセミナー・講演を通して、海外での先進的研究活動に触れさせ、若手研究者・臨床医及び学生の研究意欲を促す。

《15-2》国際医療レベルの向上に貢献するため、発展途上国等の医療従事者、研究者及び学生を受入れ、出身国の国民保健の向上に資する研究及び保健医療活動実践に必要な基本的能力について講義・演習をとおして教授する。併せて、本学職員が発展途上国等を訪問し、本学で学んだ研修員のフォローアップ・研究者との国際共同フィールド研究等をとおして、現地スタッフと協働して医療活動・医学研究を行うことで、実践的に知識・技術を移転する。

【15-2】第3期となる JICA 研修にて研修員を受け入れ、実務研修を行うとともに、過去の研修員のフォローアップを含めたニーズ把握を行い、より良い研修プログラムに改良する。JICA の過去の研修員や海外学術交流協定大学の研究者・医療従事者等と、国境を越えた教育連携や共同研究の推進を図る。医療体制が整っていない発展途上国等の医師、看護師、医療技術者等の医療スタッフを受入れ、本学の専門医が日本の最先端の医療機器を使って外国人材育成を目的とする国際医療支援センターの設置及び運営について準備を進める。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

《16-1》本院臨床研修プログラムの希望者を十分に受け入れられる体制を整備するため、協力型臨床研修病院等と連携した研修(たすき掛け研修)を充実させるとともに、平成 29 年度から始まる新専門医制度へ対応するため、新たな研修プログラムの策定や関連病院との連携強化など実施体制を整備し、臨床研修医の確保に努める。

【16-1】本院臨床研修プログラムの希望者の増加に対応するために協力型臨床研修病院等とのたすき掛け研修を充実させ、必要に応じて臨床研修医室の環境整備を進める。令和 2 年度から開始される新制度下での臨床研修プログラムについて、適正な運用を推し進めるとともに、必要が生じた場合は改善を検討し、次年度プログラムに反映させる。また、専門医の育成に関して、専門医育成・管理センターが中心となり、本院の専門研修プログラム(以下「専門PG」)の広報を行うとともに、専門PGに関する院内担当診療科、院外の連携施設、日本専門医機構等との連絡調整、専門PGの実施状況の管理を効率的かつ円滑に進める。



《16-2》安全を含めた医療の質を向上させるため、最新の医療機器操作や手技に関する医療従事者向けの教育プログラム等を策定するなど、スキルアップ支援策を充実する。

【16-2】医療安全及び医療の質向上のため、医療機器操作や各種手技等に関する医療従事者向けの研修会を引き続き企画・開催する。また、認知症ケアの質向上のため、「高齢者・認知症看護教育プログラム」を開発し、専門・認定看護師、他職種等と協働し実施する。

《17-1》急性期病院として、リスクの特に高い患者に対し、質の高い医療を提供するため、救急・災害医療の机上シミュレーションキットを使用したトレーニングプログラム等の教育プログラムを作成し、専門部隊型チーム医療を推進する人材を養成する。また、院内各診療科・部門・医療スタッフとの情報・課題等が共有できる環境を整備し、医療従事者の負担軽減や医療安全体制を強化する。

【17-1】PDCA サイクルの手法を取り入れた災害医療訓練を引き続き行うとともに、外部機関が主催する研修会へ参加することにより、災害に的確な対処ができる人材を養成する。医療従事者の負担軽減及び医療安全の強化を目的とした、多職種からなる「病院職種間協働推進検討委員会」において策定した「医師を含む医療スタッフの負担軽減計画」に基づき、技師、看護師等の業務拡大によるタスクシフト推進や病院スタッフ増員により、医師の負担軽減を推進する。クラウド型遠隔医療に関しては、これまで実績を積んできた心臓血管外科救急での D to D（地方中核病院非専門医と大学病院の専門医集団の連携）利用を継続するとともに、その経験に基づき、運用する診療科を拡大し、脳神経外科や小児外科における救急疾患を対象に加える。

《17-2》診療情報の共有による病病連携及び病診連携を強化するため、地域医療連携ネットワークを活用した組織的な支援体制を充実し、紹介率80%程度、逆紹介率70%程度を達成する。

【17-2】地域医療連携ネットワークを活用した地域の医療機関との連携体制を充実させ、2人かかりつけ医制の推進を図る。また、2人かかりつけ医制の推進及び外来運営に係るタスクフォースで検討している逆紹介・完全予約制の推進を通し、地域における病院機能の適切な分担と強化を目指す。

《17-3》医療の質・安全の向上のため、クオリティ・インジケーター（医療の質指標）を測定・分析し、他機関との比較による課題抽出や業務改善に向けた研修会などを開催するとともに、ISO15189等の外部評価による認証を平成33年度までに取得する。

【17-3】クオリティ・インジケーターに設定した評価項目について、経年変化を可視化し医療の質と安全の向上に対する取組の推移を把握するとともに、国立大学病院データベースセンターから示される他大学との比較を基に、本院における現状と課題・役割を把握し、地域性を考慮した実現可能な施策を行う。また、ISO15189の認定取

得に向けて、臨床検査・輸血部内のワーキング・グループは外部コンサルタント会社と共同し、訪問審査時に必要となる管理手順書、項目別 SOP 等の整備を進める。これらの整備により検査に係る品質・精度管理をさらに強化する。臨床検査・輸血部内の内部監査、マネジメントレビュー等を通じて PDCA サイクルを円滑にし、運営改善を図ることにより、受審体制の環境整備を進め、令和 3 年 4 月の取得に向けて申請を行う。

《17-4》経営基盤を強化するため、国立大学病院管理会計システム（HOMAS 2）等による収支状況の分析を踏まえ、診療報酬制度に対応した増収対策やコスト縮減等の経営戦略を策定し、計画的に実施する。また、経営状態を細部にわたって把握・分析するため、各診療科に配置された経営担当医長を中心とした管理体制を構築するとともに、各診療科等との病院長ヒアリングを充実させる。

【17-4】令和 2 年度の診療報酬改定の情報を分析・検討して診療科ごとの増収策を各医長等へ適切に提供する。また、必要に応じて診療科ヒアリングを行い、効率的な運営ができるよう各ベンチマークの情報提供とサポートをおこない、病院全体の増収対策へつなげる。

《18-1》地域がん診療連携拠点病院・肝疾患診療連携拠点病院などの地域医療水準の標準化を図るため、医療関係者や住民に対して拠点病院機能を生かした講習会や研修会を開催するなど最新の医療情報を提供する機会を増やす。また、地域連携パスを推進するため、地域医療に係る連携パス協議会等に積極的に参画する支援体制を整備し、地域の医療機関等との連携協力体制を強化する。

【18-1】全てのがん診療に携わる医師が緩和ケアに関する基本的な知識を習得することを目的とした緩和ケア研修会を開催するにあたり、未受講者への周知を積極的に行い、引き続き受講率 90% 台を維持する。また、地域のがん診療水準及び肝疾患診療水準の向上に関する普及啓発を推進するため、市民公開講座等を引き続き開催するとともに、小学校で開催される「がん教育出前講座」に講師を派遣し、がんに関する正しい知識の普及を図る。地域連携パスの充実及びその推進については、「北海道がん診療連携協議会地域連携クリティカルパス部会」の運営を引き続き担当し、また、地域医療に係る連携パス協議会（脳卒中・大腿骨骨折）へ積極的に参画し、地域の医療機関等との連携体制を一層強化する。

《18-2》地域の救急や災害に対する将来的な医療需要に対応するため、研修を活用して DMAT（Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム）隊員を養成し、地域単位で DMAT を編成する体制を構築することによって、地域の救急医療に対し人材派遣による支援を行うとともに、地方公共団体等の関係機関と連携して災害訓練を実施し、高度急性期医療機能を強化する。

【18-2】DMAT（Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム）隊員養成のために災害医療従事者研修（日本 DMAT 隊員養成研修）に引き続き参加し、人員を充実さ

せる。また、国や北海道が実施する大規模地震時医療活動訓練、DMAT 実働訓練等へ DMAT を派遣し、大規模災害発災時における防災関係機関の相互連携の強化を図る。さらに、北海道 DMAT 連絡協議会等へ参加することにより、地方公共団体等との連絡体制の整備を継続する。

《19-1》臨床研究支援センターを中核として、データ品質が保証された医薬品、医療機器、体外診断薬などの創出を目指す臨床研究の支援を行い、教育研究推進センターと既に進行中の「橋渡し研究加速ネットワークプロジェクト」の連携支援体制を定着させる。

【19-1】臨床研究支援センターは、教育研究推進センターとの連携を促進し、橋渡し研究から発展するシーズ研究の活性化を図る。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

《20-1》IR 手法によるデータ分析などの客観的根拠に基づき、迅速に政策を決定するための学長直属の IR 室を平成 28 年度中に設置し、大学運営のための計画策定と意思決定を支援する体制を平成 30 年度までに構築する。

【20-1】IR 室において、データ蓄積・分析をより効率的に行えるよう、学内データのデータ管理フォーマット（データ作成時のルール など）について検討する。また、引き続き、データ分析結果に基づいた学内への助言を行う。

《20-2》戦略的な資源配分や財源の受入れ及び経費削減方策等の企画・立案・実施体制の機能を強化し、病院収入をはじめとする自己収入や予算執行等の各種財務データを分析・活用することにより、年度ごとの人員計画、予算編成、資金計画等に反映させるなど、安定した財務基盤を構築する。

【20-2】病院収入や予算執行等の各種財務データを分析・活用することにより、人員計画、資金計画等に反映させ、安定した財政基盤を構築し、健全な大学運営を継続する。

《20-3》監事及び外部有識者の意見を適切に大学運営に反映させるため、学内外での情報共有と改善のための各種情報を提供する体制を強化し、意見聴取の機会を増やす。特に、監事の監査機能を強化するため、教育研究、社会貢献、診療等の監査のサポート体制を強化する。

【20-3】監査室は、監事監査計画（教育・研究、病院経営、地域連携及び社会貢献）に関し、監事が行う（所掌の事務局各課長との）ヒアリングの調整や関係資料の収集などを行い、引き続き、監事監査のサポート体制強化を図る。

《21-1》平成 28 年度中に承継職員の教員 10%に年俸制を適用し、第 3 期中期目標期間中は 10%以上を維持する。また、3 年ごとにその効果を検証し、適切な業績評価システムの構築を含めた制度改革を行う。

【21-1】教員に対する新たな年俸制を、新規採用者等を対象に適用する。

《21-2》男女共同参画社会の実現に資するため、平成 33 年度までに管理職の女性比率を 12.5%にする。

【21-2】女性職員に対し、係長職等への昇任などキャリアパスを考慮した人事配置等を進めるとともに、管理職に登用可能な人材を養成するためにキャリアアップ研修等へ積極的に参加させる。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

《22-1》学部入学から卒後臨床研修までの一貫性を持った指導体制を構築するとともに、大学院の組織及びカリキュラムの見直しや、地域卒業者に対する高度専門教育等を踏まえた大学院の適正な入学定員を含む将来構想を平成 33 年度までに作成し、実施する。

【22-1】令和元年度に設置した医育統合センターでは、入学センター・教育センター・卒後臨床研修センターの協力を得て、学部入学から卒後臨床研修までの一貫性を持った指導体制の強化を図る。特に地域医療に関する一貫した卒前卒後臨床教育を実践する教育協力施設の拡充を検討する。大学院では、将来構想を検討する際に反映させるべく、定員充足状況及び超過率を基に、適正な定員等について引き続き検証する。また、大学院生の研究能力の底上げのために学内の研究者との交流の機会（大学院セミナーの実施、大学院共通講義のより積極的な活用、研究者交流サロンの設置など）を増やすことについて検討する。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

《23-1》組織・業務全般の点検・見直しを継続的に行うとともに、ICT(情報通信技術)を活用した業務システムの整備・充実を行い、平成 29 年度までに事務組織及び各種委員会の再編・統合に係る計画を策定し、平成 30 年度から実施する。

【23-1】大学側で稼働中の物品請求システム（Web 物品発注システム）について、説明会等を開催して病院での運用を一層拡大し、事務の効率化を進める。

《23-2》事務の効率化・合理化を進めるため、専門的な研修への参加や他機関との人事交流、社会人等の選考採用により、業務内容に応じた事務に必要な専門的知識・能力を有する職員を養成する。

【23-2】職員の資質・能力を向上させるため、専門的な各種研修へ引き続き参加させ、更

に、参加者からの研修報告書の提出等により、研修効果を確認する。また、専門的知識・能力を有する社会人を選考採用する。

《24-1》事務処理の改善・見直し等を推進するため、道内国立大学等と連携した事務の共同実施を継続するとともに、道内国立大学等と連携した事務の共同実施の一つである「電子購買システム」の学内利用件数を平成 33 年度までに平成 27 年度比で 30%増加させる。

【24-1】道内国立大学等との事務の共同実施を継続し、「旅費システム」によるチケット発注及び「電子購買システム」の利用促進に向けて、利用方法・操作説明等について学内周知するとともに、システム改善を行いながら事務処理の効率化に寄与する。また、安否確認システムを導入している道内大学との合同模擬訓練に継続して参加するとともに、新規採用者やメールアドレスの未登録の職員に対し登録促進を行うことにより、職員及び学生に対し、安否確認システムの周知を図る。

《24-2》大規模災害等に迅速に対応するため、引き続き、国立大学附属病院長会議による災害対策相互訪問事業に参加し、課題の把握及び対策の改善を行う。また、平成 28 年度中に、道内の国立大学間の災害時の連携・協力体制の構築に向けた提案を行い、平成 29 年度からの運用を目指した検討を開始する。

【24-2】引き続き、災害対策相互訪問事業に参加することにより、本学における課題を把握し改善を図るとともに、必要に応じて災害対策マニュアルの見直しを行う。また、北海道地区国立大学等災害連絡協議会に参加し、平常時の防災対策等に関し各機関との情報共有を行う。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

《25-1》外部資金を増やすため、平成 30 年度までに研究費申請のサポート機能の充実や臨床研究支援センターを中核とした旭川市内の医療機関とのネットワークの構築により受託研究等を積極的に受入れ、平成 33 年度までに件数を平成 26 年度に比較して 5%程度増加させる。

【25-1】外部資金を増やすための方策を引き続き検討するとともに、受託研究等における平成 26 年度比 5%の件数増加を目指す。

《25-2》大学の教育・研究環境を整備するため、新たな基金制度を平成 28 年度中に設立し、役員及び教職員による関係法人・企業・団体への寄附の依頼及び高額寄附を行った団体、個人等に対する顕彰制度の導入などにより、関係法人・企業・団体等のほか、個人に対して積極的な募金活動を展開する。

【25-2】旭川医科大学基金への更なる寄附獲得のため、関係法人・企業・団体等のほか、個人及び教職員をも対象に、パンフレット配布・ホームページへの掲載・感謝の集い

の開催・活動報告書及び芳名録の作成を行うなど、引き続き積極的な募金活動を行う。

《25-3》病院収入を計画的に確保するため、引き続き、診療実績の分析結果を踏まえ、診療科の特色や強みを反映した目標値を設定し、達成状況を適宜確認する。また、病院事務部と各診療科が連携して保険請求に係る研修会等を定期的に行い、併せて、診療内容と保険請求内容を比較し、請求間違いなど差異要因を確認することで、保険請求精度を上げる。

【25-3】病院収入を安定的に確保するため、診療報酬請求において各種加算や指導料・管理料の算定が適切に行われているかを、他医療機関とのベンチマーク比較により検証し、算定漏れの防止を図る。各診療科における目標値の設定のため、新たに KPI（重要業績評価指標）一覧の検討を行う。また、診療報酬改定に伴う改正点等を取りまとめ、診療科別に研修会の開催を計画するとともに、保険請求の精度向上のため、病院事務部が各診療科に対し、査定状況等に応じた勉強会や保険診療に関する講演会を開催する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

《26-1》経営の健全化に向けて、職員の人事の在り方・方向性についての検討を行い、平成 28 年度中に人員管理に関する基本方針を定め、新規採用の抑制、年度途中での欠員不補充などにより、平成 28 年度からの 3 年間に於いて、平成 27 年度当初予算に比べ人件費を 3 % 程度削減する。

【26-1】「第 3 期中期目標期間中の人事管理に関する基本方針」に基づいて人件費の管理を行う。

《26-2》診療報酬制度に対応した増収、コスト削減等の方策について、副病院長（病院運営担当）を中心に経営担当医長等をメンバーとする組織において検討し、各診療科等の強み、特色を反映した戦略的な病院経営を行う。

【26-2】効率的な病院経営を行うため、外来では、地域医療連携（紹介、逆紹介）をさらに強化し、再来患者の逆紹介を推進し、新規患者の獲得に繋げ、入院では、在院日数（DPC 入院期間）の適正化を推進する。また、コスト削減に向けて、国立大学病院長会議で取り組んでいる医療材料の共同交渉・共同調達を推進する。

《26-3》業務委託費・光熱水料等をはじめとする法人全体の物件費について、業務委託に係る仕様内容、契約方法の見直しや光熱水料の節減を行うなど、経費抑制に資する多様な取組を年度ごとの PDCA サイクルとして継続的に実施することにより、業務費に対する一般管理費比率を第 3 期中期目標期間中、恒常的に 1.5% 以内に抑える。

【26-3】引き続き、医薬品・診療材料をはじめとする法人全体の物件費について、各経費の

現状把握と、削減に向けた学内外の様々な経費削減の取組の調査・分析を行い、単価削減、仕様内容・契約方法の見直し等の取組を行うとともに、削減に関するコスト意識の啓発活動を実施し、経費節減を促進させ、一般管理費比率を1.5%以内に抑える。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

《27-1》資産の運用管理に関する計画を平成29年度までに策定する。特に、土地・建物については、当該計画を踏まえ、具体的な方策を検討するなど、効率的・効果的な運用と適切な管理を行う。

【27-1】平成30年度に定めた「土地・建物等の資産運用計画アクションプラン」に基づいて、職員宿舍資産の有効活用を推進するために、職員宿舍の将来計画について検討する。また、保有する設備等については、実態調査に基づいた適切な管理・運用を行う。また、寄附金等の余裕資金についても、北海道地区国立大学法人の資金共同運用（Jファンド）など、安全かつ最も効率的な手法により運用を行う。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

《28-1》IR手法によるデータ分析などのエビデンスに基づいた自己点検・評価体制を平成31年度までに構築する。また、その分析結果を活用した、学内資源の再配分及び業務運営の改善を行うなどの内部質保証を確立する。

【28-1】自己点検・評価を充実させるため、年度計画進捗管理を継続するとともに、令和元年度に引き続き、他大学における教員評価方法等の調査・情報収集を行う。有用な調査結果については、関係部署に情報提供する。また、講座等の貢献度評価を引き続き実施し、学内予算配分に反映させる。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

《29-1》大学の多様な教育研究活動等の情報を学内外へ向けて戦略的に発信するため、大学ホームページの改善に関するステークホルダーへのアンケート調査等を平成28年度に実施し、その結果に対応したホームページの改修を平成30年度までに行う。

【29-1】ホームページの改修効果やステークホルダーのニーズについての検証結果に基づいて、引き続き、情報発信の改善に向けた検討を行う。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

《30-1》 高度な教育、研究及び医療の変化に対応させるため、平成 28 年度中にキャンパスマスタープランの見直しを行い、既存施設の長期的かつ有効利用を図るため、戦略的な施設マネジメントに取り組む。また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などにより、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。

【30-1】 キャンパスマスタープラン 2016 の整備行動計画及びインフラ長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、現状を調査した上、見直し、計画的な施設整備を行う。また、全学エネルギー使用状況を継続的に把握し、主な会議に報告するとともに、ホームページ等を用いて学内周知を図る。さらに、ESCO 事業により省エネルギー機器の導入を図る。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

《31-1》 職場環境の安全管理意識を啓発する講習会等を開催するとともに、安全衛生委員会委員による巡視及び化学物質等の安全パトロールや医療ガス日常点検等による保管管理状況の確認を行い、職場環境の安心・安全を確保する。

【31-1】 安全管理等に関する講習会を引き続き開催するとともに、職場の労働災害及び健康障害の防止を目的として安全衛生委員会委員による安全パトロール巡視も定期的(年 2 回)に実施し、指摘事項をフィードバックすることにより職員の安全及び健康を確保する。また、健康に障害を発生させる可能性のある化学物質に関する安全パトロールや自主点検、医療ガスの日常点検等の安全管理活動を引き続き実施して、その結果を通知・公表することにより、作業環境の適正化、職場環境の安心と安全を確保する。

《31-2》 メンタルヘルスに関する講習会を毎年度開催し、受講者アンケートの結果に基づいて講習内容の見直しを行う。

【31-2】 令和元年度のアンケート結果を参考にメンタルヘルスに関する講習会等を開催するとともに、引き続き、受講者アンケートを実施し、次年度以降の講習内容の参考とする。

### 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

《32-1》 職員の法令遵守意識を啓発するため、平成 28 年度中にコンプライアンス規程を制定し、職員へ周知するとともに、情報セキュリティポリシー、個人情報保護ポリシー等に関する講習会を毎年度行う。

【32-1】 引き続き、本学職員として、法令遵守に対する重要性の理解を深めることや、適正



かつ公平な業務遂行及び本学の社会的信頼の向上に資することを目的として、時宜にかなった内容による情報セキュリティポリシー、個人情報保護ポリシー等のコンプライアンスに関する講習会を開催し、職員への啓発を行う。また、情報セキュリティポリシー及び関連規程等の周知徹底を図るため、情報セキュリティに関するリーフレットを作成し、主に新規採用教職員や新入生・編入生・留学生に配布する。

《32-2》 研究活動の不正及び研究費の不正使用を防止するため、年2回以上の講習会を実施するとともに、新たに e-ラーニングシステムによる研修教材を配信できる環境を平成29年度までに整備し、平成30年度から e-ラーニングを全職員対象に実施する。

【32-2】 研究活動の不正及び研究費の不正使用を防止するため、研究倫理講習のほか e-ラーニングによる受講機会の利便性を確保しつつ、適宜受講内容等の見直しを行う。

《33-1》 危機管理体制の機能強化のため、平成29年度までにリスク分類・リスクレベルを見直し、関係規程等の改正を進める。また、把握したリスクに対する評価を行い、継続的な見直しに取り組む。

【33-1】 引き続き、危機管理体制を検証し、新たに課題が見いだされた場合には関係規程等の改正を行う。

**VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画**  
別紙参照

**VII 短期借入金の限度額**

**1 短期借入金の限度額**

1, 296, 858千円

**2 想定される理由**

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

**VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

**1 重要な財産を譲渡する計画**

該当なし

**2 重要な財産を担保に供する計画**

病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

**IX 剰余金の使途**

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、以下の使途に充てる。

(1) 教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）

(2) 組織運営の改善

(3) 若手教職員の育成

(4) 学生及び留学生等に対する支援

(5) 国際交流の推進

(6) 産学官連携及び社会との連携の推進

(7) 福利厚生の実施

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
小規模改修	22	(独)大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

- (1) 教員に対する新たな年俸制を、新規採用者等を対象に適用する。
- (2) 女性職員に対し、係長職等への昇任などキャリアパスを考慮した人事配置等を進めるとともに、管理職に登用可能な人材を養成するためにキャリアアップ研修等へ積極的に参加させる。
- (3) 職員の資質・能力を向上させるため、専門的な各種研修へ引き続き参加させ、更に、参加者からの研修報告書の提出により、研修効果を確認する。また、専門的知識・能力を有する社会人を選考採用する。
- (4) 「第3期中期目標期間中の人事管理に関する基本方針」に基づいて人件費の管理を行う。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数 1, 114人

また、任期付き職員数の見込みを355人とする。

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み 12, 257百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和2年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4, 918
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	103
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	22
自己収入	23, 940
授業料及び入学料検定料収入	645
附属病院収入	22, 966
財産処分収入	0
雑収入	329
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	894
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	29, 877
支出	
業務費	27, 561
教育研究経費	4, 942
診療経費	22, 619
施設整備費	22
船舶建造費	0
補助金等	103
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	894
貸付金	0
長期借入金償還金	1, 297
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	29, 877

[人件費の見積り]

期間中総額 12, 257百万円を支出する (退職手当は除く)。

2. 収支計画

令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	29,464
業務費	28,005
教育研究経費	1,458
診療経費	13,340
受託研究費等	410
役員人件費	208
教員人件費	3,730
職員人件費	8,860
一般管理費	296
財務費用	60
雑損	0
減価償却費	1,104
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	30,022
運営費交付金収益	4,885
授業料収益	555
入学金収益	55
検定料収益	29
附属病院収益	22,973
受託研究等収益	410
補助金等収益	103
寄附金収益	459
施設費収益	22
財務収益	0
雑益	312
資産見返運営費交付金等戻入	72
資産見返補助金等戻入	48
資産見返寄附金戻入	100
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	558
目的積立金取崩益	0
総利益	558

3. 資金計画

令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	31,092
業務活動による支出	28,225
投資活動による支出	154
財務活動による支出	1,432
翌年度への繰越金	1,281
資金収入	31,092
業務活動による収入	29,789
運営費交付金による収入	4,918
授業料、入学金及び検定料による収入	579
附属病院収入	22,966
受託研究費等収入	524
補助金等収入	103
寄附金収入	370
その他の収入	329
投資活動による収入	22
施設費による収入	22
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,281

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

<p>医学部</p>	<p>医学科            6 9 5 人            （うち医師養成に係る分野    6 9 5 人）            看護学科        2 4 0 人</p>
<p>医学系研究科</p>	<p>医学専攻            6 0 人            （うち修士課程            0 人            博士課程            6 0 人    ）            看護学専攻        3 2 人            （うち修士課程            3 2 人            博士課程            0 人    ）</p>